

同金五兩

同 一金三拾兩壹分

千石高

同金四兩

同 一金貳拾貳兩

七百石高

同金三兩

同 一金拾九兩壹分

六百石高

同金三兩

同 一金拾七兩壹分

五百石高

同金三兩

右之通、當十一月より慶安度御定、半減之人數召連之ものへ被下候、尤人數増減之有之向へも、右之割合を以被下候得共、中間其外雜人ハ、御定半減之人數迄被下、其餘相増候分ハ不被下、士分徒士足輕等相増之分へも、夫々召連人數ニ應ジ、御手當相増可被下候間、其旨相心得、請取方之義ハ、御勘定奉行可被談候。

十二月二日周防守殿○老中松平康直

御進發御供先より御用ニ付歸府、猶又出立いたし候もの、在府是迄旅御扶持方不被下候處、以來ハ在府中ニ候へ共、日數三十日迄ハ被下、三十日以上に相成候へバ不被下候、

右之通、被仰出之候事、

〔分限御手當筋御書付留〕慶應二寅年九月十五日、周防守殿○老中松平康直 貞阿彌を以御渡、

御勘定奉行

同吟味役 江